



「事故防止のための法制度研究会」出席報告

12月10日 竹橋の如水会館で桐蔭横浜大学法科大学院コンプライアンス研究センターが主催する「事故防止のための法制度研究会」が開催されました。

パネリストは次の6名でした。

郷原 信郎 桐蔭横浜大学法科大学院教授 経済刑法

(コンプライアンス論)

畑村 洋太郎 工学院大学教授 機械工学(失敗学)

岡本 浩一 東洋英和大学女学院教授 社会心理学

向殿 政男 明治大学理工学部部長・教授 情報科学

廣瀬 久和 東京大学大学院教授 消費者法・民法

河出 敏裕 東京大学大学院教授 刑事訴訟法

郷原教授は東京大学理学部卒業後、司法試験に合格し1983年に検事として任官されました。現職は法務省法務総合研究所総括研究官兼教官で、官民交流として桐蔭横浜大学に派遣されています。また桐蔭横浜法科大学院コンプライアンス研究センターは六本木ヒルズ森タワー17Fにあります。

郷原教授の考えは、航空機事故では事故調査だけを行うべきで、何らかの刑事罰を課すと有意の供述が得られなくなり、将来の事故防止にはマイナスである、というものでした。現役の検事で要職にある方の発言としては、日本ではやや異例の感もありますが、後述の郷原教授コンプライアンス論を読むと筋が通った発言であることが分かります。

他のパネリストの発言は、郷原教授とほぼ同論の方もありましたが、少し差が見受けられる方もあり、「事故調査と刑事事件捜査を合同でやるべき」、というICAOの概念では受け入れられないものもありました。また「日本の役所は良くやっている」という発言する人もあり、その発言の真意は図りかねました。

またJAL123便事故よりJR西日本福知山線事故までの一連の重大事故の遺族代表の発言もありました。被害者遺族の発言としては、

1. 事故原因をはっきりさせてほしい。
2. 調査で分かったことは、まず被害者、遺族に伝えるべきで、マスコミへのリークが先行するのはおかしい。
3. 誰に責任があったのかを明確にしてほしい。

が主たるものでした。

(次頁へ続く)



当日会場で郷原教授の本を入手しました。少しだけ内容を紹介します。

日本の企業ではコンプライアンスを「法令順守」と訳し、法令さえ守っていれば何をやっても良いのだと行動したり、社内のコンプライアンス担当部署が有益な発言や行動を差し止めることすらある。本来コンプライアンスとは「社会的要請に応え、組織の目的を実現すること」である。日本では法が十分には整っていないので、社会にあって企業が何をすべきかという視点から物事を判断すべきである。

マスコミにも行き過ぎがある。BSE 騒動で多くの企業が輸入肉を国産と偽り、買い上げさせて不正な利益を得た。その前の雪印乳業の中毒報道に続き、「雪印食品も企業ぐるみの不正」と報じられ、雪印食品は廃業し、関係者が起訴された。しかし地裁の判決は無罪であった。無罪判決の報道は非常に小さく気づく人も少なかった。検察側は公判維持困難と判断し、控訴しなかった。この件では雪印食品の廃業で解雇された人が一番の被害者ではないか。

この研究会は今後も不定期で開かれる模様ですので、日乗連として続けて参加し、今後の推移を見守りたいと考えております。

(以上)